

動物の愛護のあり方検討会（第4回）の議事要旨

1 資料の内容について

- ・ 資料2のP12にある生産数10万頭は、かなり過小な数字ではないか。血統登録数等他のデータも含め、推計できないか。
- ・ 海外との法規制比較表で、フランスが輸送以外届出制になっているが、法律が複雑であり、施設の規模基準を満たす義務や知事が発給するライセンスなど他のしほりもあることに考慮が必要。

2 取扱業の範囲について

- ・ 輸送業、補助犬の訓練、乗馬施設も規制対象とすべき。輸送途中で動物を死なせてしまうことが問題。補助犬はいろいろな人が参入しており、虐待が行われないように規制すべき。乗馬は農業よりも家庭動物に近いので規制対象にすべき。
- ・ 補助犬のうち業としての実態や施設を備えているものは、現行法でも訓練業の届出対象となる。
- ・ 産業動物や実験動物は大事な点であるが、終生飼養やヒューマンアニマルボンドという点で家庭用動物や展示動物と異なる面があり、次回以降の議論とする。
- ・ 原則として生命を扱う業はすべからず対象とすることを原則とし、除外するものは具体的な理由を明確にすべき。有害鳥獣駆除を業として請負う業者が出てきているが、このような業なども検討の視野に入ってくるのではないか。

3 規制の強化の必要性について

- ・ 輸入など、店舗や保管施設を持たないで販売業を営む場合、届け出が不必要。外国からペットを輸入し、空港でワゴン販売しているような実態もある。免許を持った者がルールの下に輸入・販売するようなくみにすべき。
- ・ 外国の比較表では認可・登録制がほとんどだが、日本のみが届出制でよい合理的理由があるのか。
- ・ 資料2の1項によると届出数が増えてきているが、届出忘れだったのか実数が増えているのか不明。現行法がうまく動いているかどうかの検証がまず必要。
- ・ 現在何が社会的に大きな問題になっているのかという点をよく整理すべきではないか。
- ・ 現行の届出制等では対応しきれない問題があるのかどうか。自治体での実態がどうか、問題発生量や象徴的な例を示してほしい。
- ・ インターネットでは、販売業者やブリーダーが業として行っているネット販売、一般家庭で生まれた犬等についてネットで飼い主を捜す、情報のみネット上で提供し、売りたい者と買いたいものを取り次ぎ登録料としてのマージンを取る方法、の3つが実態としてあるのではないか。

- は紹介業のようなものであり、動物を実際には取り扱わないのだから、動物取扱業にはそもそもあてはまらないのではないか。動物を実際に扱う責任がない者に規制をかけることは無理があるのではないか。
- インターネットによる販売でもクーリングオフ制度があり、購入者が気に入らないと返送され、輸送されている間に死んでしまうこともある。販売者、購入者、ペットの3者とも不幸な事態となる。規制をかけるべき。
- 海外の販売動物を借り押さえし、ネットで購入者を募りオークションのような形で値段をつり上げ、入金されてから輸入するという業者もいる。インターネットでの販売は、衝動買いを助長したり、とんでもないような外国産の動物が売買されることもある。
- 多くの販売業者は厳しい基準であっても受け入れようと思っている。
- インターネットでの販売は、これからの5～10年で大きな問題になると思われる。検討の土俵にはのせるべき。
- 昔ながらの家内業的な小規模店は、法律や衛生面の知識を知らない人が多い。行政の力で徹底すべきであり登録制を導入すべきではないか。
- 悪質な法令違反等に対して罰金だけでは繰り返しになる。営業停止命令措置が必要。密猟された野鳥などのブラックマーケットもある。種の保存法や鳥獣保護法では違反行為に関わったショップの営業停止ができない。動愛法で行うべきではないか。
- 前回の法改正により届出制が導入されたが、動物愛護団体への飼い主の苦情は減っておらず、むしろ増えている。届出制では不十分であると考えられることから、販売業を許可制とすべき。
- 繁殖業については、自宅で繁殖しインターネットで販売するといった業者が、届出からかなり漏れているのではないか。

4 従業員の資格制度について

- 購入者と家庭動物の最初の接点がペットショップであり、購入者に適切な飼養方法等を伝える上でショップは重要な役割を担っている。専門的知識を持った店員を置くことは絶対に必要。
- 東京都の制度のようにある程度の人的資格に関する規制は必要。ペット業界の会員は、このような規制強化を受け入れたいと考えている。
- 35年前に鳥獣商の組合を作ったが、当時は市場がなく鳥の販売店がほとんどだった。その時に登録制にすべきと提起した。30年たってやっとここまで議論がという感がある。愛玩動物飼養管理士制度も作り、販売店主も当時講習を受けたが、最近では内容が高度になってきているので再教育していく必要がある。
- 宅建業における売買時の「重要事項説明」のしくみをまねて、説明ペーパーを販売時に購入者に渡して説明することなどを検討している。説明がきちっとできる専属スタッフを必ず配置するようなしくみにすべき。

- 動物園やペットショップでは性格が異なる、資格といってもいくつかのパターンを検討すべき。
- いろいろな教育機関が既にある現状を含めながら資格制度を検討していく必要がある。

5 その他

- 取扱業に係る規制を強めていくべきという意見が大半であった。しかし、世の中には規制改革の流れもあり、何について強化していくべきなのか絞り込んでいかなければならない。
- 東京都では、平成12年に条例改正した。届出制の目的はどこにどういう施設があるのかという現状把握にすぎなかったことから、届出制から登録制にし、主任者設置も義務づけした。また、登録証は店に明示させている。零細業者も多く、取扱主任者の資格取得の講習会は法律や制度、感染症の知識など最低限度の内容とせざるを得なかったが、現実的な方法論と考える。
- 規制制度、監視、業者自らの取組み、飼い主が優良な店を選べるような工夫等、いろいろな対策を総合的に考えていくべき。
- 東京都以外にも登録制などを取り入れる自治体が出てきたが、自治体ごとに規制が異なるのは好ましいことではない。国による全国共通の統一的な規制（ナショナルスタンダード）とすべきではないか。